

子ども医療費助成制度の対象となるお子さまの保護者の皆様へ

千葉県健康福祉部児童家庭課

学校管理下での負傷又は疾病など、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象となる医療費については、子ども医療費助成制度の助成対象となりませんので、下記にご留意いただきますようお願いいたします。

- お子さまが学校管理下での負傷又は疾病により受診する場合は、医療機関に子ども医療費助成受給券を提示しないようにしてください。
- 医療機関には、学校管理下での負傷又は疾病であることをお伝えいただくとともに、保険診療の一部負担金である3割（就学前児は2割）相当額をお支払いください。
- この時お支払いいただいた医療費につきましては、学校を通じて、独立行政法人日本スポーツ振興センターから災害共済給付金が支給されます。

《問合せ先》

◎災害共済給付制度について

学校 又は 日本スポーツ振興センター（TEL. 03-5410-9162）

◎子ども医療費について

市町村（受給券の裏面に記載） 又は 千葉県健康福祉部児童家庭課